１．⑵③ロのうち、
「、区間料金制区間」を削る。
１．⑵④イ㈡のうち、
「割引制度（上限料金の引き下げに係る割引に限る。）を適用して算出した額」を「割引制度（以下「首都高速道路株式会社が管理する道路の料金の額」という。）を適用して（この場合、適用する割引制度は、上限料金の引下げに係る割引に限る。）算出した額」に改める。
１．⑵⑤イのうち、
「対距離制区間及び一般有料道路」を「対距離制区間、区間料金制区間（ＥＴＣ車に限る。）及び一般有料道路」に改める。
１．⑶④イの表中、
「福島飯坂インターチェンジ（東北自動車道の福島ジャンクション供用の日からは同ジャンクションとする。）を経由し連続して通行する場合。」を「福島ジャンクションを経由し連続して通行する場合。」に改める。
１．⑶⑦を次のとおり改める。
⑦　東京外環自動車道迂回利用割引
イ　割引をする自動車
次表の㈠に掲げる道路、㈡に掲げる東京外環自動車道の区間（以下「㈡に掲げる区間」という。）及び㈢に掲げる首都高速道路株式会社が管理する道路（以下「㈢に掲げる道路」という。）を㈤に定める方法により連続して通行し、ハに定める首都高速道路株式会社が管理するインターチェンジを入口又は出口として通行するＥＴＣ車（ただし、新倉ＰＡで転回する場合を除く。）。
なお、首都高速道路株式会社が管理する道路を通行するＥＴＣ車が、東京高速道路株式会社が管理する道路を連続して通行し、更に連続して首都高速道路株式会社が管理する道路を通行する場合は、これを１回の通行とみなすものとする。

	㈠	㈡	㈢	㈣
1	東北自動車道	美女木ジャンクションから川口ジャンクションまで	都道首都高速５号線、都道高速板橋戸田線及び埼玉県道高速板橋戸田線	首都高速道路株式会社が管理する川口ジャンクション
2	東北自動車道	川口ジャンクションから三郷インターチェンジまで	都道首都高速６号線、都道高速足立三郷線及び埼玉県道高速足立三郷線	首都高速道路株式会社が管理する川口ジャンクション
3	関越自動車道	大泉インターチェンジから川口ジャンクションまで	都道高速葛飾川口線及び埼玉県道高速葛飾川口線	―
4	常磐自動車道	川口ジャンクションから三郷インターチェンジまで	都道高速葛飾川口線及び埼玉県道高速葛飾川口線	首都高速道路株式会社が管理する三郷ジャンクション
5	首都高速道路株式会社が管理する埼玉県道高速さいたま戸田線	美女木ジャンクションから川口ジャンクションまで	都道高速葛飾川口線及び埼玉県道高速葛飾川口線	―

㈤
㈠に掲げる道路、㈡に掲げる区間、㈢に掲げる道路の順に連続して通行する場合は、㈠に掲げる道路と㈡に掲げる区間を１時間以内に通行し、㈡に掲げる区間と㈢に掲げる道路を１時間以内に通行するものとする。
㈢に掲げる道路、㈡に掲げる区間、㈠に掲げる道路の順に連続して通行する場合は、㈢に掲げる道路と㈡に掲げる区間を１時間以内に通行し、㈡に掲げる区間と㈠に掲げる道路を１時間以内に通行するものとする。

ロ　割引額等
㈠　イの表中１、２及び４の㈡に掲げる東京外環自動車道のインターチェンジ相互間（以下「㈡のインターチェンジ相互間」という。）（ただし、平成29年２月26日から東日本高速道路株式会社が別に定める日までの期間において適用する。）
イの表中１、２及び４の項毎に、次の算式により算出した額（以下「算出額」という。）が正の数となる場合は、これを割引適用後の料金の額とし（ただし、算出額が㈡のインターチェンジ相互間の料金の額を上回る場合は、㈡のインターチェンジ相互間の料金の額を割引適用後の料金の額とする。）、算出額が負の数又は０となる場合は、㈡のインターチェンジ相互間の料金の額を減じるものとする。なお、算出額が、ハに定める各インターチェンジにより複数となる場合は、これらのうち最も低い値のものを適用する。
Ｘ－Ｙ
㈱　この算式においてＸ及びＹは、それぞれ次の数値を表すものとする。
Ｘ：イの表中㈣に掲げるインターチェンジとイに定める自動車が通行するハに定めるインターチェンジ相互間の首都高速道路株式会社が管理する道路の料金の額（単位：円）
Ｙ：イに定める自動車の通行のうち、首都高速道路株式会社が管理する道路の料金の額（単位：円）
なお、Ｘ及びＹに用いる料金の額は、⑫の割引を適用する自動車の割引額等を算出する場合は、障害者割引を適用した料金の額とし、⑫の割引を適用しない自動車の割引額等を算出する場合は、都心流入割引を適用した料金の額とする。
㈡　イの表中３㈡のインターチェンジ相互間
当該インターチェンジ相互間の割引適用後の料金の額は、大泉インターチェンジと美女木ジャンクション相互間の料金の額とする。
㈢　イの表中５㈡のインターチェンジ相互間
当該インターチェンジ相互間の料金の額を減じるものとする。
ハ　対象インターチェンジ
首都高速道路株式会社が管理する都道首都高速１号線の宝町インターチェンジ及び京橋インターチェンジから銀座インターチェンジまでの各インターチェンジ並びに都道首都高速２号線の汐留インターチェンジ及び芝公園インターチェンジ並びに都道首都高速２号分岐線の飯倉インターチェンジ並びに都道首都高速３号線の霞が関インターチェンジ並びに都道首都高速４号線の丸の内インターチェンジから常盤橋インターチェンジまでの各インターチェンジ、神田橋インターチェンジ、北の丸インターチェンジ及び代官町インターチェンジ並びに都道首都高速４号分岐線の江戸橋インターチェンジ及び呉服橋インターチェンジ並びに首都高速道路株式会社が管理する道路と東京高速道路株式会社の管理する道路の接続部。
１．⑶⑨ロを次のとおり改める。
ロ　割引額
割引額（単位：円）は次表のとおりとし、１．⑵②ナに定める首都圏中央連絡自動車道の通行料金に適用する。